

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料4-3
提出年月日	令和5年2月21日

泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト  
技術的能力1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
1	技術的能力審査基準1.16	—	とりまとめた資料-3	設備の相違 No③ 2ポツ目の相違理由について、他社実績を追記する。(下線部参照)  ・泊3号炉は・・・手動によるダンパの閉処置（試料採取室排気隔離ダンパ閉処置）を実施する。 <u>このダンパの閉処置（試料採取室排気隔離ダンパ閉処置）は、アニュラス空気浄化設備において先行PWRプラント実績のないものであるが、泊3号炉の中央制御室空調装置の運転手順におけるダンパ処置と同様の操作であるため、容易に作業可能である。なお、泊3号炉の中央制御室空調装置の運転手順におけるダンパ処置は、川内1/2号炉、玄海3/4号炉、伊方3号炉、大飯3/4号炉、高浜1/2/3/4号炉及び美浜3号炉も同様に実施しているものである。</u>
2	技術的能力審査基準1.16	—	とりまとめた資料-5	運用の相違 No①の相違理由について、3ポツ目に新たな相違理由を追記するとともに他社実績を反映する。(下線部参照)  ・泊3号炉の全面マスク着用の手順着手の判断基準は、泊3号炉の炉心損傷の判断基準である炉心出口温度350℃以上及び格納容器内高レンジエアモニタ(高レンジ) $1 \times 10^5$ mSv/hを「及び」ではなく「又は」の条件にすることで、 <u>炉心損傷前にマスク着用を判断し、確実に被ばく防護を図る方針としているため、先行プラント実績のない判断基準となっている。</u>
3	技術的能力審査基準1.16	—	とりまとめた資料-6	記載方針の相違 No① 3ポツ目の相違理由について、他社実績を追記する。(下線部参照)  ・泊3号炉は・・・定義は記載しないこととしている。泊3号炉の要員名称を記載しない方針は、伊方3号炉と同様である。
4	技術的能力審査基準1.16	—	p1.16-4	大飯、女川の添付資料「手順のリンク先について」の相違理由について、他社実績を追記する。(下線部参照)  ・泊は・・・手順のリンク先を整理した添付資料はない。 <u>(高浜1/2と同様)</u>
5	技術的能力審査基準1.16	—	p1.16-10	(b)項 相違理由について、他社実績を追記する。(下線部参照)  【大飯】設備の相違 ・泊は・・・重大事故当対処設備と位置付けている。 <u>(柏崎と同様)</u>

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
6	技術的能力審査基準1.16	—	p1.16-12	1.16.2.1 相違理由について、他社実績を追記する。(下線部参照) 【女川】設備の相違 ・泊は隔離ダンパを設置している。 <u>(柏崎と同様)</u>
7	技術的能力審査基準1.16	—	p1.16-16	(b)項 相違理由について、他社実績を追記する。(下線部参照) ・泊は、ダンパ開処置の作業を発電課長(当直)の指示により災害対策要員が実施する。 <u>(玄海と同様)</u>
8	技術的能力審査基準1.16	—	p1.16-17	操作手順③ 相違理由について、他社実績を追記する。(下線部参照) 【大飯】記載表現の相違 ・泊の工具等の準備は、「作業の準備」に含まれる。 <u>(高浜3/4と同様)</u>
9	技術的能力審査基準1.16	—	p1.16-17	操作手順④ 相違理由について、他社実績を追記する。(下線部参照) 【大飯】記載表現の相違 ・泊は、操作対象ダンパの駆動用制御用空気を供給する弁の隔離手順を記載。 <u>(川内、玄海、伊方と同様)</u>
10	技術的能力審査基準1.16	—	p1.16-17	操作手順⑦ 相違理由について、他社実績を追記する。(下線部参照) 【大飯】設備の相違 ・泊は・・・操作手順④～⑦にてダンパ開処置を実施する。 <u>(川内、玄海、伊方、高浜1/2/3/4、美浜と同様)</u>
11	技術的能力審査基準1.16	—	p1.16-17	操作手順⑧ 相違理由について、他社実績を追記する。(下線部参照) ・泊の空気作動ダンパは・・・自動的に全閉となる。 <u>(大飯と同様)</u>
12	技術的能力審査基準1.16	—	p1.16-43	監視計器一覧 相違理由に以下の記載を追記する。(下線部参照) 【大飯】記載内容の相違 ・判断基準「電源」について、泊は母線の電圧及び外部電源の電圧を記載。 <u>(川内、玄海と同様)</u> 【女川】記載内容の相違 ・判断基準「電源」について、泊は母線の電圧及び外部電源の電圧を記載。 <u>(川内、玄海と同様)</u>

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
13	技術的能力審査基準1.16	—	p1.16-44,45	<p>監視計器一覧 相違理由について、他社実績を追記する。(下線部参照)</p> <p>【大飯】 記載内容の相違 ・判断基準「電源」について、泊は母線の電圧及び外部電源の電圧を記載。<u>(川内, 玄海と同様)</u></p>